

京都市生活安全条例

平成11年3月25日

条例第68号

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪及び事故を未然に防止するため、本市、事業者及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策(以下「生活安全施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(本市の責務)

第2条 本市は、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次の各号に掲げる生活安全施策を実施しなければならない。

- (1) 安全に関する事業者、市民及び観光旅行者等の意識の啓発
- (2) 安全の確保に関する市民の自主的な活動の支援
- (3) 安全な地域づくりのための環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、地域における犯罪及び事故を防止するためには必要な措置を講じるとともに、本市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全に関する活動に取り組むとともに、本市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

(生活安全基本計画)

第5条 市長は、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画(以下「生活安全基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、生活安全基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、生活安全基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(生活安全施策審議会)

第6条 生活安全施策に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市生活安全施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第7条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

2 委員は、再任されることができる。

第9条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第10条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(生活安全施策推進協議会)

第11条 本市が実施する生活安全施策について、本市、関係団体及び関係行政機関が相互に連携し、及び協力することにより、その円滑かつ総合的な推進を図るため、京都市生活安全施策推進協議会を置く。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月8日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

京都市生活安全条例施行規則

(審議会の庶務)

第1条 京都市生活安全施策審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月8日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都市生活安全施策審議会委員名簿

敬称略、五十音順

石本 郁雄	京都市少年補導委員会副会長
井上 摩耶子	株式会社 ウィメンズカウンセリング京都代表取締役
井上 基	京都府警察本部生活安全部長
宇津 克美	京都商店連盟会長
北村 昌子	京都市P.T.A連絡協議会常任理事
小林 晃	京都府警察本部交通部長
佐藤 知章	市民公募委員
澤井 早和乃	京都市保護司連絡協議会会长
菅原 邦美	情報モラル市民インストラクター
鈴村 日菜	市民公募委員
高岡 宏行	京都市市政協力委員連絡協議会代表副幹事
土屋 健弘	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事
土山 希美枝	龍谷大学政策学部教授
椿原 正人	京都市防犯推進委員連絡協議会会长
成田 秀樹	京都産業大学法学部教授<会長>
富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長
三木 澄子	NPO法人京都消費生活有資格者の会代表理事
森廣 伸一	京都市地域生徒指導連合会会长
安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員
山田 和夫	京都市老人クラブ連合会副会長

(任期は、平成31年5月14日まで)

第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改定版】

京都市

目次

第1章 はじめに	2
1 趣旨・計画位置付け	2
2 対象範囲	3
3 計画期間	3
第2章 計画の見直し	4
1 見直し趣旨	4
2 見直し背景	5
(1) 成果指標の推移	5
(2) 犯罪発生（刑法犯）認知件数に関する数値の推移	6
(3) 市民アンケート調査	7
3 見直し視点	8
(1) 成果・課題	8
(2) 3つの見直し視点	8
第3章 基本的な考え方	9
1 将来像	9
2 平成32年度までの目標	9
3 基本的な考え方	10
(1) 自らを守る意識の高揚	10
(2) 連携ネットワークの充実	10
(3) 区が共済でバックアップ	10
4 重点戦略	11
(1) 生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化～共助を高める～	11
(2) 生活安全を切り口とした、地域活動の活性化～地域の防犯等を定着させる～	11
(3) NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携～多様な人材を取り入れる～	11
第4章 生活安全の取組方向（行政、市民、事業者）	12
1 啓発・担い手育成	13
2 市民の自主的活動	13
3 対象別安全施策 ①子ども・若者 ②高齢者 ③女性 ④障害のある人 ⑤観光旅行者など	14
4 交通安全	17
5 被害者支援	18
6 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	18
7 犯罪や事故発生時の緊急体制	19
第5章 計画の推進及び進化	20
1 計画の推進	20
2 計画の進化	20

第1章 はじめに

1 趣旨・計画位置付け

(1) 趣旨

京都の歴史が育んだ地域コミュニティの希薄化などにより、地域における自主的な防犯組織の結束力や事故防止機能が低下したことなどを踏まえ、京都市生活安全条例が平成11年4月に施行されました。

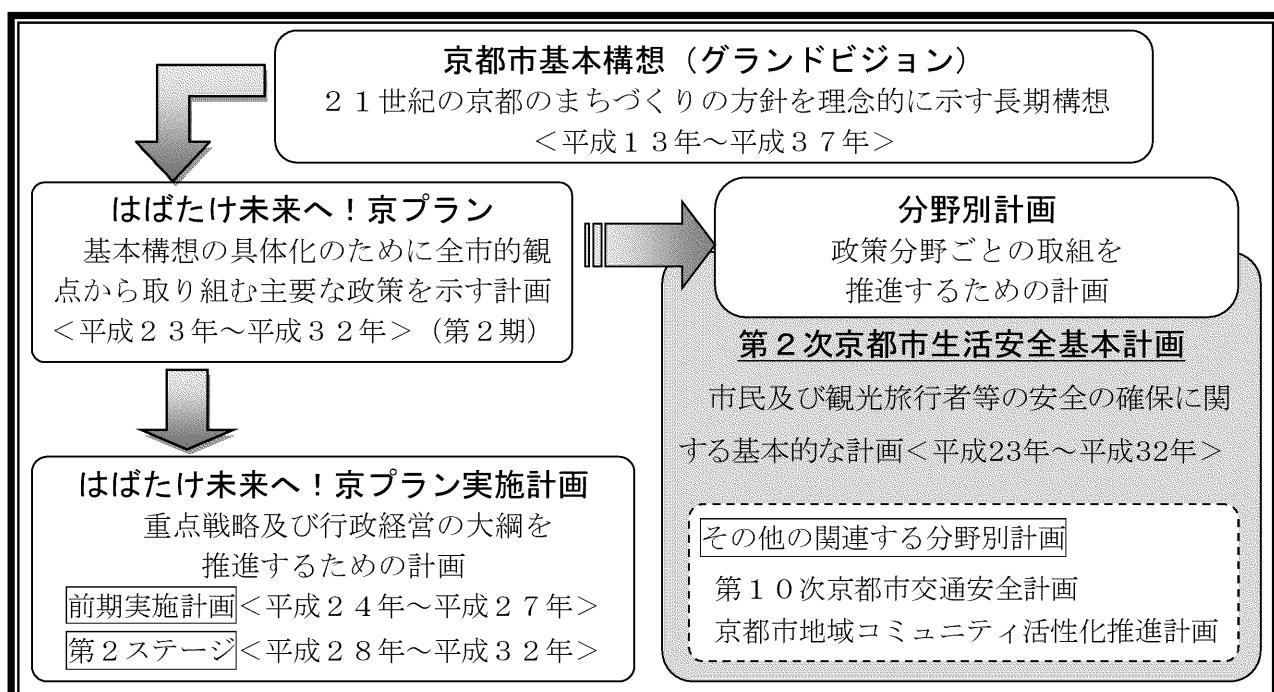
この条例は、犯罪や事故を防止するための、京都市、事業者や市民の皆様が果たすべき責務を規定し、併せて総合的、計画的に施策を推進することによって、市民や観光旅行者などが安心して生活、滞在できる安全な地域社会を実現することを目的としています。

本計画は、この条例で策定が義務付けられている、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するための、「市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画」であり、この条例に基づく2回目の計画になります。

(2) 計画位置付け

京都市政の基本方針である京都市基本構想を具体化するため、10年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」を平成22年12月に策定し、10年後に目指すべき京都の姿として6つの京都の未来像を掲げています。

そして、本計画は、この「はばたけ未来へ！京プラン」のうち、政策分野ごとの方針を示す「政策の体系」の政策分野5「市民生活の安全～地域が支え合う、だれもが安心してくらせるまちをめざす～」を具体化する分野別計画の一つとして、位置付けています。



2 対象範囲

防犯・事故防止

本計画の対象範囲は、犯罪と事故の防止とします。

なお、今後の市民生活や社会情勢の変化などにより、この範囲を変更する必要が生じた場合には、変更を検討していきます。

また、生活安全施策の具体的な実施に当たっては、火災や地震などの災害、環境保全、労働災害といった、別に体系化されている政策分野の関係団体・機関とも十分連携し、例えば生活安全に関する補助金を他の分野の取組にも適用するなど、協力しながら一体となって推進していきます。

3 計画期間

平成23～32年度の10年間

本計画の期間は、上位の計画である京都市基本計画の期間と合わせ、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし、計画期間内に、計画を変更する必要が生じた場合には、生活安全施策審議会の意見を聴いたうえで変更します。

本計画に掲載している、犯罪発生（刑法犯）認知件数、交通事故による死者数・死傷者数の数値については、京都府警察統計資料及び京都市主要統計資料から引用しています。

第2章 計画の見直し

1 見直し趣旨

平成23年の計画策定以降、地域における犯罪や事故を未然に防止することを目的に、取組の方向性を記載している本計画に基づき、様々な生活安全施策を推進してきました。

具体的な生活安全に関する事業を実施するため毎年度策定している「京都市生活安全実施計画」では、平成23年度は70事業であった掲載事業数が、平成28年度には83事業と、年々事業数が増加し、着実に生活安全施策を実施しています。

また、生活安全施策に関連する条例である「京都市犯罪被害者等支援条例（平成23年4月施行）」、「京都市暴力団排除条例（平成24年4月施行）」、「京都市交通安全基本条例（平成25年7月施行）」、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（平成27年4月施行）」を制定してきました。

さらに、平成26年7月には、本市と京都府警察が協定を締結し、市民の皆様、京都市、京都府警察等との連携の下、京都ならではの地域力・人間力を最大限活かした「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」などの新たな取組とも連携しています。

こうした取組を進めるなかで、成果指標として掲げた10年後（平成32年）の目標である「犯罪発生（刑法犯）認知件数」等を前倒しで達成するなど、一定の成果が見られる一方、性犯罪が依然として発生しており、また、特殊詐欺の多発、SNS（インターネット上でコミュニケーションを取り合えるサービス）の普及など、市民の皆様を取り巻く情勢が変化している状況にあります。

そして、平成23年の本計画策定時において、計画の進化として、『成果指標の進捗状況なども踏まえ、注力すべき取組を柔軟に変更するとともに、社会経済情勢の変化や将来像の実現に向けた戦術の変更などにより目標値も柔軟に見直す』と掲げていたことから、計画の見直しを行うこととしました。

なお、見直しに当たっての基礎資料として、日々の安心安全な暮らしを実感しているかどうかや、地域による防犯・事故防止への考え方など、市民の皆様の意識やニーズを探るため、市民アンケート調査を平成27年度に実施しました。

市民アンケート調査概要

＜調査目的＞ 計画の見直しに向けた基礎資料

＜調査対象者＞ 20歳以上の京都市民3,000人（無作為抽出）

＜回収状況＞ 回収数1,401件（回収率46.7%）

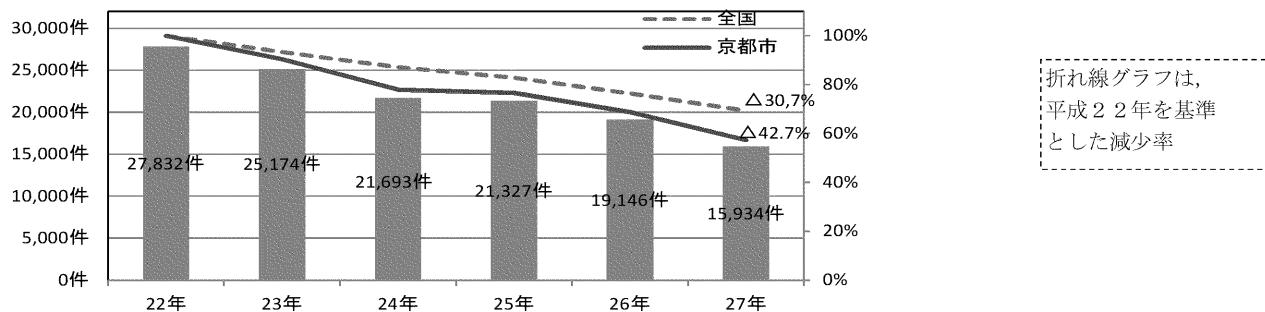
＜調査分野＞ 『犯罪や迷惑行為に関する安心・安全』、『事故に関する安心・安全』、
『犯罪・事故の被害者支援』、『地域による防犯・事故防止』、
『安心・安全を実現するための総合的な取組』

2 見直し背景

(1) 成果指標の推移

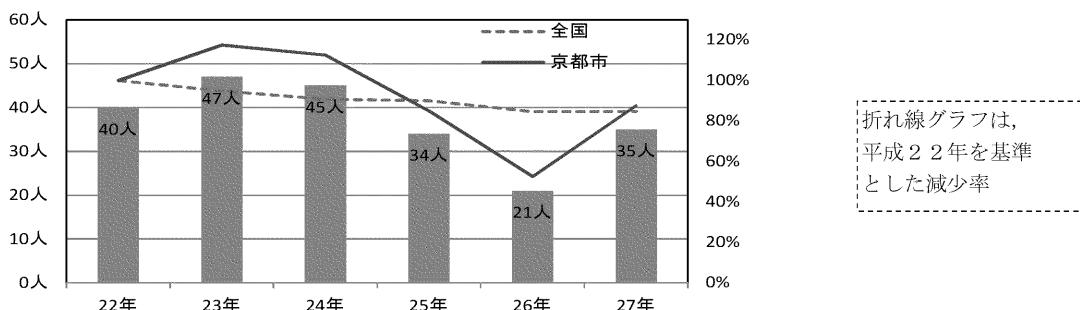
① 犯罪発生（刑法犯）認知件数

- 平成32年までの目標値『2万件台半ば』を前倒しで達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、11,898件（約43%）減少。
- 平成27年の15,934件は、継続して行政区別の統計を取り始めた昭和62年以降で一番少ない。
- 全国的に減少傾向が見られるなか、全国より減少率が大きい。



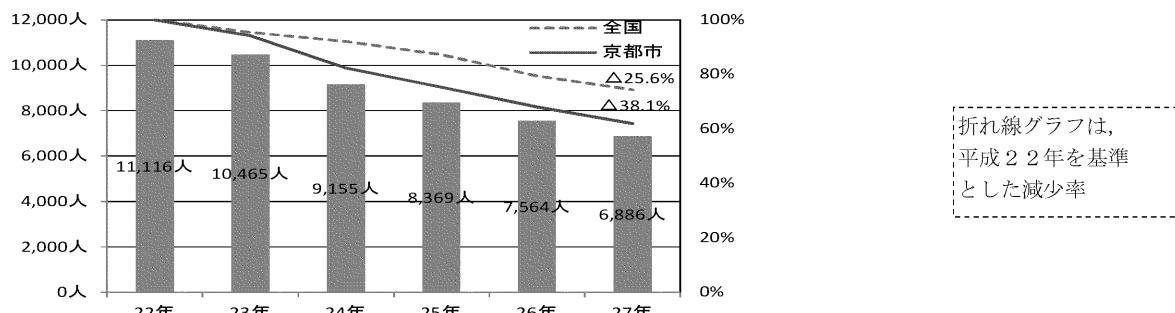
② 交通事故による死者数

- 平成32年までの目標値『25人以下』は、未達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、5人（約13%）減少。
- 平成26年は、21人であり、一度目標値を達成。



③ 交通事故による死傷者数

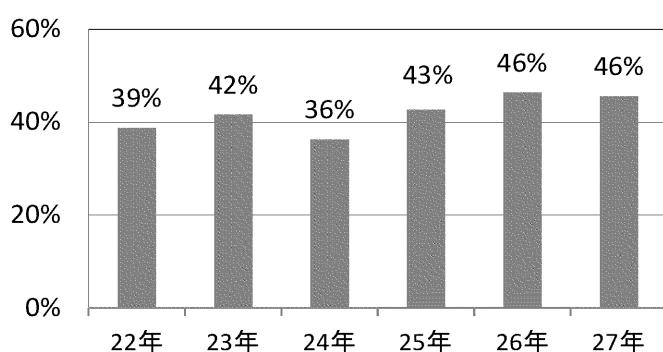
- 平成32年までの目標値『8,400人以下』を前倒しで達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、4,230件（約38%）減少。
- 全国的に減少傾向が見られるなか、全国より減少率が大きい。



④ 「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合

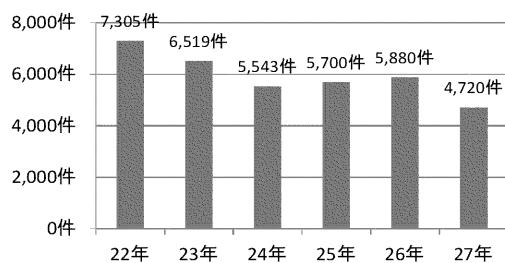
- 平成32年までの目標値『50%以上』は、未達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、7%増加。

出典：京都市市民生活実感調査

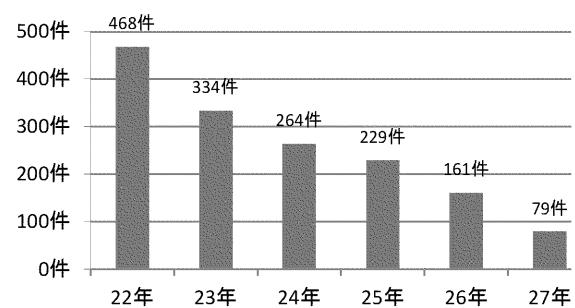


(2) 犯罪発生（刑法犯）認知件数に関する数値の推移

① 自転車盗



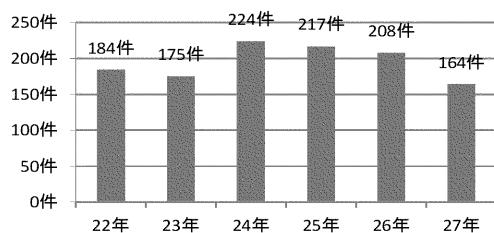
② ひったくり



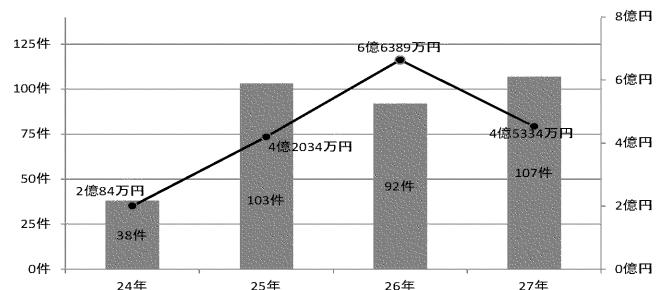
- 平成22年（計画策定前）と比較して、平成27年は、2,585件（約35%）減少。
- 平成27年は、刑法犯認知件数全体（15,934件）の、約3割を占めている。

- 平成22年（計画策定前）と比較して、平成27年は、389件（約83%）減少。
- 平成22年と平成27年を比較した、刑法犯認知件数全体の減少率（約43%）を上回る減少率（約83%）。

③ 性犯罪



④ 特殊詐欺



- 平成22年（計画策定前）と比較して、平成27年は、20件（約11%）減少。
- 概ね200件前後を推移している。
- 当該数値は、刑法上の性犯罪（強姦、強制わいせつ、公然わいせつ）を計上している。

- 特殊詐欺認知件数は、増加傾向にある。

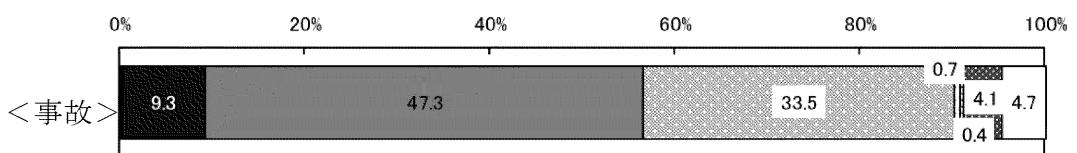
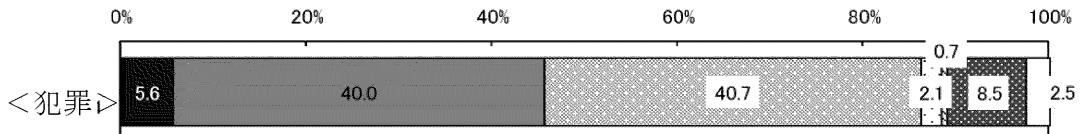
※金額は、被害金額

(3) 市民アンケート調査の結果（主な内容）

① 犯罪・事故にあう可能性

質問内容：あなたやあなたの家族が犯罪又は事故にあう可能性について、どのようにお感じですか。

■非常に高くなった	■高くなつた	□変わらない	□低くなつた
□非常に低くなつた	■わからない	□不明・無回答	

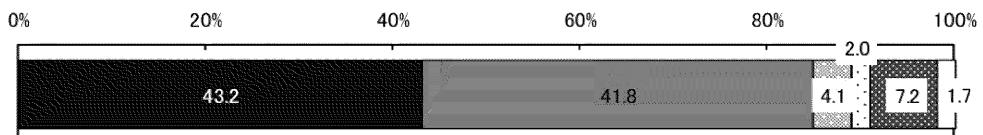


- 両結果ともに、「非常に高くなつた」「高くなつた」「変わらない」が全体の8割を超えている。

② 地域で防犯・事故防止面での協力の必要性

質問内容：地域（自治会・町内会など）の人々が防犯・事故防止面で協力する

■感じる	■どちらかといえば感じる	□どちらかといえば感じない
□感じない	■わからない	□不明・無回答



- 「感じる」「どちらかといえば感じる」の回答割合が全体の8割を超えている。

③ 地域の防犯活動への参加

質問内容：地域（自治会・町内会など）の人々による防犯・事故防止面の活動に参加していますか。

■参加している	■参加していない	□不明・無回答
---------	----------	---------



- 地域の防犯活動に参加していると回答した方は、約25%にとどまる。

3 見直し視点

(1) 成果・課題

見直し背景から犯罪発生（刑法犯）認知件数及び交通事故による死傷者数が大きく減少し、成果指標を前倒しで達成するなど、取組の成果が出ていますが、市民アンケート調査では、犯罪や事故にあう可能性が高いと感じる市民の割合が多く存在しているなど、取組の成果が市民の皆様の安心安全の実感に必ずしも繋がっていません。

また、市民アンケート調査で、防犯・事故防止面で地域が協力する必要性を感じている市民の割合が8割を超えており、「自らのまちは、自らで守る」という京都ならではの高い防犯意識が見受けられますが、地域の防犯活動に参加している市民は、3割に満たない状況であり、実際の活動に結びついていない状況があります。

(2) 3つの見直し視点

見直しの背景や、成果・課題を踏まえ、3つの視点で見直しを行います。

見直し視点	内容
①成果指標の見直し	前倒しで達成している成果指標については、新たな目標値を設定し、「犯罪や事故が少ないまち」の実現に向け、さらに生活安全施策を推進します。
②市民の安心感の醸成	犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故による死傷者数の全体件数減少だけにとらわれることなく、子どもや高齢者、女性の安心安全対策を重視します。
③地域防犯活動の参加促進	地域コミュニティの活性化を推進するとともに、学生やNPOなどあらゆる主体の地域防犯活動の参加を促すなど、新たな担い手の創出に向けて取り組みます。

第3章 基本的な考え方

1 将来像

「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」

本計画の目指す将来像は、上位の計画である京都市基本計画の政策分野5「市民生活の安全」の「みんなでめざす10年後の姿」も踏まえ、「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」とします。

2 平成32年度までの目標

本計画を十分機能させるために、抽象的な将来像だけではなく、市民の皆様が理解しやすい目標を設定することが重要であることから、4つの象徴的な指標を設定します。

指標	指標説明	現況	平成32年度までの目標値
犯罪発生(刑法犯) 認知件数	発生を認知した 刑法犯罪の件数	15,934件	15,000件以下
交通事故による 死者数	交通事故発生から 24時間以内の死者数	35人	20人以下
交通事故による 死傷者数	交通事故によって負傷し、 治療を要する者の数	6,886人	5,200人以下
「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	指標名のとおり	46%	50%以上

＜出典＞

『犯罪発生(刑法犯)認知件数』：京都市警察統計資料

『交通事故による死者数』及び『交通事故による死傷者数』：京都市主要統計

『「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合』：京都市市民生活実感調査

＜参考：計画策定時の目標値と平成27年度の達成状況＞

指標	目標値	達成状況
犯罪発生(刑法犯) 認知件数	2万件台半ば	達成
交通事故による死者数	25人	未達成（一度だけ達成）
交通事故による死傷者数	8,400人	達成
「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	50%以上	未達成

3 基本的な考え方

将来像の実現を目指して3つの基本的な考え方を示します。

①自らを守る意識の高揚	生活安全の出発点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守っていく」です。そのため、「自らを守る意識の高揚」を、基本的な考え方の1つ目とします。
②連携ネットワークの充実	市民の皆様、地域団体（自治会など）、事業者が互いに連携したうえで、区役所・支所、学校などの関係機関とも連携しながら、一体として生活安全活動に取り組む必要があります。そして、『学区の安心安全ネットワーク』が市内全学区で立ち上がり、『世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動』において、行政区毎に推進組織が立ち上がるなど、ネットワークの広がりが見られることから、これらを更に推進するために「連携ネットワークの充実」を、基本的な考え方の2つ目とします。
③区が共汗でバックアップ	連携ネットワークの活動に対して、生活安全に関する補助金を「地域の安心・安全」の観点から防犯や事故防止以外の取組も対象とし、区役所・支所、学校、警察署や消防署などが行政の縦割りを克服し、融合・連携を図るなど、区役所・支所が共汗でバックアップする必要があります。このため、「区が共汗でバックアップ」を、基本的な考え方の3つ目とします。

＜広がる地域における連携ネットワーク＞

「学区の安心安全ネットワーク」

地域における安心・安全の様々な問題に対して、市民の皆様、地域団体、事業者が連携し、また、区役所、学校、警察署などの関係機関とも連携したネットワークで取り組む、小学校区又は元学区単位で構築されたネットワーク組織であり、市内全学区で立ち上げています。

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」

京都市と京都府警察が平成26年7月に協定を締結し、「世界一安心安全 笑顔でやさしさあふれる おもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携の下、京都ならではの地域力・人間力を最大限活かした市民ぐるみの運動を推進しています。

具体的には、各行政区に、市民、区役所、警察署等から構成される「区推進組織」を設置し、地域の特性、課題等に応じた行政区ごとの犯罪防止等の取組を行っています。

そして、平成28年度から全行政区において取組を展開しています。

4 重点戦略

将来像を実現するために重点的に取り組むべき3つの戦略を次のとおり設定します。

①生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化～共助を高める～

市民の皆様自らが生活安全に関する知識を理解し、市民の皆様や地域団体などが一体となって、地域の安全のために幅広く活動する自主的活動は、犯罪や事故を未然に防止するうえで必要不可欠です。京都では、地域団体が様々な活動に取り組んでおり、こうした「地域力」、「人間力」は、京都が全国に誇る財産でもあります。

一方で、居住形態・生活様式の変化や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化により、地域住民の繋がりの希薄化や地域力の低下が懸念されています。

このため、「生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化」を第1の重点戦略として、分野別計画である「地域コミュニティ活性化推進計画」などとも緊密に連携し、地域コミュニティの活性化を図り、共助を高めていきます。

②生活安全を切り口とした、地域活動の活性化～地域の防犯等を定着させる～

京都市では、地域における防犯や交通安全をはじめ、子どもの安全、防災、地域福祉など様々な問題に対し、市民の皆様、地域団体、事業者が連携し、また、区役所・支所、学校、警察署などの関係機関とも連携した「学区の安心安全ネットワーク」を市内全学区で立ち上げ、地域の実情に応じた取組を推進しています。

この取組は、地域の安心安全はもとより、福祉や子育てを含め、様々な分野での地域のネットワークが広がり、地域コミュニティの活性化にも繋がっています。

今後とも、こうした取組が定着し、さらに発展するために必要な人的、財政的支援を継続する必要があります。

このため、「生活安全を切り口とした、地域活動の活性化」を第2の重点戦略として、学区の安心安全ネットワークが行う地域の防犯等の定着を図ります。

なお、取り組みに当たっては、行政区単位で市民ぐるみで取り組む「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」と連携を図るなど、他の取組とも融合を図り効果的に実施することとします。

③NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携～多様な担い手と連携する～

地域団体が、多様な分野で活躍するNPOなどの市民活動団体と連携して地域課題の解決に取り組むことや、京都府警察が創設した自主防犯活動に参加を希望する大学生を対象とした、学生防犯ボランティア登録制度（愛称「ロックモンキーズ」）に登録した学生と連携して防犯活動を取り組むことは、地域の防犯活動の強化に繋がることから、このような活動を維持、発展させていくことは、今後、生活安全を推進するうえで重要です。

このため、「NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携」を第3の重点戦略として、積極的に、多様な担い手と連携することを目指していきます。

第4章 生活安全の取組方向

1 市民ぐるみで生活安全施策を推進

京都市生活安全条例では、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを掲げているとともに、本市、事業者及び市民の皆様が果たすべき責務を規定しています。

京都市の責務

本市は、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次の生活安全施策を実施しなければならない。

- 事業者、市民及び観光旅行者等の安全に関する意識の啓発
- 安全の確保に関する市民の自主的な活動の支援
- 安全な地域づくりのための環境の整備
- 生活安全条例の目的を達成するために必要な施策の推進

事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たって、地域における犯罪及び事故を防止するために必要な措置を講じるとともに、京都市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

市民の責務

市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全に関する活動に取り組むとともに、京都市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

将来像の実現に向けて、本市はもちろん、事業者や市民の皆様が一体となって市民ぐるみで生活安全施策を推進することが求められます。

具体的には、生活安全の取組方向を定め、市民ぐるみで取り組みます。

○啓発・担い手育成

地域コミュニティ
支援

○市民の自主的活動

○子ども・若者

対象別安全施策

○高齢者

○女性

○障害のある人

○観光旅行者など

○交通安全

分野別安全施策

○被害者支援

○犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり

○犯罪や事故発生時の緊急体制

2 生活安全の取組方向

各分野における趣旨や取組例を示します。

※取組例の記号・・・「◎：本計画への初掲載事業」「○：本計画への継続掲載事業」

(1) 啓発・担い手育成

- 市民や観光旅行者など一人一人が生活安全に関する知識を持ち「自らを守る意識を高める」ための啓発活動を行う。
- 地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出のため、リーダーとなる担い手の育成やNPOなど多様な担い手を確保するよう努める。

<京都市の取組事業>

- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携 (文化市民局)
- NPOなどによる防犯・交通安全出前講座 (文化市民局)
- 京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動 (文化市民局)
- 生活安全に関する講習会・研修会 (文化市民局)
- 市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進 (文化市民局)
- 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進 (文化市民局)
- ◎ 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進 (文化市民局)
- 地域コミュニティ活性化策の推進 (文化市民局)
- 地域団体とNPO法人の連携促進事業 (文化市民局)
- 消費者教育・消費者相談事業
(消費者教育の推進、消費生活情報の発信、消費生活相談など) (文化市民局)
- 外国籍市民への情報提供 (総合企画局)
- 医療通訳派遣事業 (総合企画局)
- 行政サービス利用等通訳・相談事業 (総合企画局)
- 薬物乱用防止啓発事業の推進 (保健福祉局)
- 放火火災防止対策の推進 (消防局)
- 子どもの携帯情報通信機器(スマホ・ゲーム機等)利用に関わる教育支援・啓発 (教育委員会)

<市民の取組方向例>

- 生活安全に関する知識の習得、防犯訓練の実施や参加
- 家庭をはじめ各地域でのあいさつ運動や見守り活動

<事業者の取組方向例>

- 従業員への生活安全に関する知識の習得、啓発活動の推進、防犯訓練の実施や参加
- 挨拶運動や見守り活動

(2) 市民の自主的活動

地域コミュニティの力を一層高めるため、防犯や事故防止など地域の安心安全に関わる様々な課題に取り組む自主的活動に対して、必要な支援を行う。

<京都市の取組事業>

- 学区の安心安全ネット継続応援事業
(補助金、防犯活動支援物品(防犯用具)の貸出し) (文化市民局)
- 学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの防犯合同啓発 (文化市民局)
- NPOなどによる防犯・交通安全出前講座 (文化市民局) <再掲>
- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 (文化市民局)

- 配偶者等からの暴力の根絶 （文化市民局）
- いきいき市民活動センターの運営 （文化市民局）
- 市民活動総合センターの運営 （文化市民局）
- 野生鳥獣対策 （文化市民局、産業観光局）
- 「輝く学生応援プロジェクト」の展開 （総合企画局）
- 水道水で花いっぱいの取組 （上下水道局）
- 各区役所・支所における安心安全に関する施策の推進 （各区役所・支所）

<市民の取組方向例>

- 犯罪や事故発生危険箇所の点検パトロール、身の回りの安全を点検
- 高齢者や青少年が自主的活動に参加しやすい環境づくり
- 事業者を含めた幅広い自主的活動

<事業者の取組方向例>

- 市民と一緒にした自主的活動

(3) 対象別安全施策

対象別安全施策を実施するに当たっては、犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故による死傷者数の全体件数の減少だけにとらわれることなく、子どもや高齢者、女性の安心安全対策を重視することで市民の安心感の醸成にも繋げていきます。

また、これまで取り組んできた対象別の事業について、例えば、「子ども・若者」と「障害のある人」の両方の取組が必要となるような複合的に関連し合う事案もあることなどから、生活安全という横串を刺すことで、重層的な安全施策を展開ができるよう取り組んでいきます。

なお、本計画の改定時において、

- ◆ 「乳幼児・児童・生徒」と「青少年」を「子ども・若者」に統合
- ◆ 「高齢者、障害のある人」を「高齢者」及び「障害のある人」に分割
- ◆ 「女性」の分野を新たに追加

の見直しを行い、対象別安全施策の更なる推進のため、分野の充実を図っています。

①子ども・若者

子どもの見守りなどの地域における安全対策をはじめ、学校での安全教育、虐待対策、非行防止や薬物乱用対策など、行政、地域、家庭、学校等が緊密に連携をとって、子ども・若者への施策を進める。

<京都市の取組事業>

- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 （文化市民局）<再掲>
- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携 （文化市民局）<再掲>
- 配偶者等からの暴力の根絶 （文化市民局）<再掲>
- 子ども・若者総合支援事業 （文化市民局）
- 有害環境の浄化活動の推進 （文化市民局）

- 青少年活動センターにおける取組の推進（文化市民局）
- 子どもの虐待対策事業の充実（保健福祉局）
- 保育所における安全確保について（保健福祉局）
- 京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営（保健福祉局）
- 薬物乱用防止啓発事業の推進（保健福祉局）<再掲>
- ◎ こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール（上下水道局）
- ◎ 医療的ケア実施体制の整備・充実（教育委員会）
- ケータイ教室（教育委員会）
- 非行防止教室（教育委員会）
- 地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進（教育委員会）
- 幼稚園、学校における安全確保や安全教育の強化（教育委員会）
- 通学路安全対策の推進（教育委員会）
- シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進（教育委員会）
- 子どもの携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機等）利用に関わる教育支援・啓発（教育委員会）<再掲>

<市民の取組方向例>

- 家庭をはじめ各地域での挨拶運動や見守り活動 <再掲>

<事業者の取組方向例>

- 挨拶運動や見守り活動 <再掲>
- 有害図書や玩具、刃物類、酒、煙草などの有害物への配慮

②高齢者

特殊詐欺対策などの高齢者の安全を確保していくうえで必要な知識の普及や啓発等を進める。

<京都市の取組事業>

- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
～特殊詐欺対策等～（文化市民局）<再掲>
- 京都府警察が主催する会議等への参画・連携（文化市民局）<再掲>
- ごみ収集福祉サービス（環境政策局）
- みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進（保健福祉局）
- 京都市成年後見支援センターの運営（保健福祉局）
- 高齢者・障害者権利擁護推進事業（保健福祉局）
- 緊急通報システム事業の推進（保健福祉局）
- 認知症地域支援推進員の配置（保健福祉局）
- 老人福祉員設置事業の推進（保健福祉局）
- 一人暮らし老人寄り見守りサポート事業（保健福祉局）
- 徘徊高齢者あんしんサービス事業（保健福祉局）
- ～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業（保健福祉局）
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（保健福祉局）
- 高齢者虐待防止事業（保健福祉局）
- 京都市高齢者虐待シェルター確保事業（保健福祉局）
- 建築物のバリアフリー化（都市計画局）
- 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業（都市計画局）
- 交通施設のバリアフリー化の推進（都市計画局）
- ノンステップバスの導入の推進（交通局）

<市民の取組方向例>

- 生活安全に関する知識の習得 <再掲>

<事業者の取組方向例>

- 従業員への生活安全に関する知識の習得 <再掲>

③女性

女性や子どもが被害にあいやすい性犯罪・性暴力対策を進める。

<京都市の取組事業>

- 犯罪被害者支援策の推進 (文化市民局)
- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携 (文化市民局)
- 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 (文化市民局) <再掲>
- 防犯カメラ設置促進補助事業 (文化市民局)
- 防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進 (文化市民局)
- 配偶者等からの暴力の根絶 (文化市民局) <再掲>
- 子どもの虐待対策事業の充実 (保健福祉局) <再掲>

<市民の取組方向例>

- 生活安全に関する知識の習得 <再掲>

<事業者の取組方向例>

- 従業員への生活安全に関する知識の習得 <再掲>

④障害のある人

犯罪や事故に遭遇する危険性が低減するよう、生活環境の向上や地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、広報啓発活動を推進する。

<京都市の取組事業>

- ごみ収集福祉サービス (環境政策局) <再掲>
- みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進 (保健福祉局) <再掲>
- 障害者虐待防止対策事業 (保健福祉局)
- 京都市成年後見支援センターの運営 (保健福祉局) <再掲>
- 高齢者・障害者権利擁護推進事業 (保健福祉局) <再掲>
- 緊急通報システム事業の推進 (保健福祉局) <再掲>
- 建築物のバリアフリー化 (都市計画局) <再掲>
- 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業 (都市計画局) <再掲>
- 交通施設のバリアフリー化の推進 (都市計画局) <再掲>
- ノンステップバスの導入の推進 (交通局) <再掲>

<市民の取組方向例>

- 生活安全に関する知識の習得 <再掲>

<事業者の取組方向例>

- 従業員への生活安全に関する知識の習得 <再掲>

⑤観光旅行者など

観光旅行者等が気持ち良く、安心して観光し、又は滞在できるため、観光案内標識の整備など環境づくりを進める。

<京都市の取組事業>

- 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進（文化市民局、行財政局）<再掲>
- 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進（文化市民局）<再掲>
- 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」（文化市民局）<再掲>
- 観光案内標識の整備（産業観光局）
- 京都総合観光案内所の運営（産業観光局）
- 京都観光Naviによる情報発信（産業観光局）
- 京都まちなか・えきなか観光案内所の運営（産業観光局）

<事業者の取組方向例>

- 観光旅行者等が安心で安全に観光、滞在できる環境づくり
- 繁華街の安全確保、旅館やホテルの防犯機能の強化、安全情報の提供

(4) 交通安全

交通事故のない安全で快適な市民生活の実現に向けて、「交通安全基本条例」等に基づき、交通安全教育の推進など、交通安全の確保に関する施策を総合的に実施する。

<京都市の取組事業>

- 交通安全啓発活動の推進（文化市民局）
- 違法駐車等防止対策事業の推進（行財政局）
- 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進（都市計画局、建設局）
- 交通安全施設整備事業の推進（建設局）
- 道路照明灯の設置（建設局）
- 総合的な自転車政策の推進（建設局）
- 放置自動車対策の推進（建設局）
- 事故防止重点強化策（交通局）
- 事故専門防止コンサルタントによる全運転士への安全運転研修（交通局）
- 車両ヘッドライトのLED化による市バス安全運行の推進（交通局）
- こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール（上下水道局）<再掲>

<市民の取組方向例>

- 迷惑駐車や迷惑駐輪の追放運動

<事業者の取組方向例>

- 迷惑駐車や迷惑駐輪の追放運動

(5) 被害者支援

犯罪被害者等を支える地域社会の実現に向けて、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害の回復・軽減のための支援策や広報啓発など更に推進する。

<京都市の取組事業>

- 犯罪被害者支援策の推進（文化市民局）<再掲>
- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携（文化市民局）<再掲>
- 配偶者等からの暴力の根絶（文化市民局）<再掲>

<市民の取組方向例>

- 犯罪被害者への理解と協力

<事業者の取組方向例>

- 犯罪被害者への理解と協力

(6) 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり

公共建築物等の設置の際に、防犯や事故防止の視点を取り入れ、また地域における防犯カメラの設置に対する支援など、犯罪や事故が発生しにくい環境づくりに着目したハード面での対策を推進する。

<京都市の取組事業>

- 防犯カメラ設置促進補助事業（文化市民局）<再掲>
- 防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進（文化市民局）<再掲>
- 京都府警察が主催する会議等への参画・連携（文化市民局）<再掲>
- 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進・公衆トイレの整備（環境政策局）
- 民泊通報・相談窓口の運営（産業観光局）
- 安心の買い物環境づくり事業（産業観光局）
- みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進（保健福祉局）<再掲>
- 屋外広告物の安全点検等の推進（都市計画局）
- 市営住宅における防犯環境設計の推進（都市計画局）
- 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業（都市計画局）<再掲>
- 交通安全施設整備事業の推進（建設局）<再掲>
- 道路照明灯の設置（建設局）<再掲>
- 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進（都市計画局、建設局）<再掲>
- 公園整備の推進（建設局）
- 総合的な自転車政策の推進（建設局）<再掲>
- 地下鉄駅構内の防犯カメラの活用（交通局）
- 地下鉄駅ホームへの注意喚起ラインの設置～線路への転落防止等対策～（交通局）
- 水道水で花いっぱいの取組（上下水道局）<再掲>

<市民の取組方向例>

- 防犯や事故防止の視点を取り入れた住まいづくり

<事業者の取組方向例>

- 施設や設備の安全管理

(7) 犯罪や事故発生時の緊急体制

地域住民や観光旅行者などの安全を確保するために、犯罪や事故などの発生時に迅速な対応が取れるよう緊急体制の整備を推進する。

<京都市の取組事業>

- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携 (文化市民局) <再掲>
- 暴力団排除条例の推進 (文化市民局)
- 消費者教育・消費者相談事業
(消費者教育の推進、消費生活情報の発信、消費生活相談など) (文化市民局) <再掲>
- 災害時における外国人支援 (総合企画局)
- 外国籍市民への情報提供 (総合企画局) <再掲>
- ◎ 多言語通訳体制 (総合企画局)
- ◎ 防災行動マニュアルの策定推進 (総合企画局)

<市民の取組方向例>

- ◎ 緊急時における生活安全に関する知識の習得

<事業者の取組方向例>

- ◎ 緊急時における従業員への生活安全に関する知識の習得

第5章 計画の推進及び進化

1 計画の推進

本計画は、生活安全施策に関する基本的な計画と取組の方向性を掲載しており、推進に当たっては、毎年度、本計画に基づく「実施計画」を策定し、具体的な生活安全に関する事業を着実に実施します。

なお、実施計画に掲載する事業は、第4章の生活安全の取組方向に準じて掲載するなど、推進状況や事業間同士の連携が分かりやすく掲載します。

また、関係団体・機関で構成する生活安全施策審議会を中心に、関係団体・機関などと連携、協力することにより、円滑かつ総合的な推進を図ります。

2 計画の進化

生活安全施策審議会を定期的に開催し、成果指標の進捗状況なども踏まえ、注力すべき取組を柔軟に変更するとともに、社会経済情勢の変化や将来像の実現に向けた戦術の変更などにより目標値も柔軟に見直します。

特に、成果指標における目標値については、他の分野別計画や生活安全施策に関する事業と整合性を図るなど、柔軟に見直すこととします。

参考

京都市生活安全施策審議会委員名簿

敬称略

石本 郁雄	(京都市少年補導委員会副会長)
井上 恵津子	(京都市地域女性連合会常任委員)
井上 摩耶子	(株式会社 ウィメンズカウンセリング京都代表取締役)
今野 圭子	(京都市 P T A 連絡協議会常任理事)
宇津 克美	(京都商店連盟会長)
片山 勉	(京都府警察本部交通部長)
坂手 貴	(京都府警察本部生活安全部長)
澤井 早和乃	(京都市保護司連絡協議会会长)
菅原 邦美	(携帯電話市民インストラクター)
菅原 啓眞	(京都市老人クラブ連合会副会長)
土屋 健弘	(京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事)
土山 希美枝	(龍谷大学政策学部教授)
椿原 正人	(京都市防犯推進委員連絡協議会会长)
副会長 所 孝	(下京区市政協力委員連絡協議会代表幹事)
富田 光代	(市民公募)
会長 成田 秀樹	(京都産業大学法学部教授)
富名腰 由美子	(公益社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長)
松村 泰弘	(京都市地域生徒指導連合会会长)
三木 澄子	(N P O 法人京都消費生活有資格者の会代表理事)
水原 有香子	(市民公募)

主な経過

- 平成28年 1月 市民アンケート調査（見直しに向けた基礎資料）
- 平成28年 9月 第1回京都市生活安全施策審議会 見直し方向性について
- 10月 第2回京都市生活安全施策審議会 計画素案について
- 第3回京都市生活安全施策審議会 市民意見募集について
- 12月 市民意見募集～1月19日
- 平成29年 2月 第4回京都市生活安全施策審議会 計画最終案について

第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改定版】

平成29年2月

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館4階

電話：075-222-3193 FAX：075-213-5539